

# 入札執行要領

## 1 趣旨

県の契約（建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39号）第2条に定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成11年4月1日制定）第2条に定める業務に係るものを除く。）に係る入札の執行については、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）その他別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## 2 入札執行者等

### (1) 入札執行者

広島県契約規則第2条第1項に定める契約担当職員は、自ら入札を執行するほか、次の者に入札を執行させることができる。

ア 広島県行政組織規則（昭和39年広島県規則第18号）第2条第2項の本庁にあっては、主務課（室）長、入札事務を担当する主査以上の職にある者又はあらかじめ指定したこれらの職に相当する職にある者

イ 広島県行政組織規則第2条第3項の地方機関にあっては、主務次長、主務課長、主務係長又はあらかじめ指定したこれらの職に相当する職にある者

ウ ア及びイ以外の機関にあっては、契約担当職員があらかじめ指定した者

### (2) 入札事務補助者

入札執行者（前号の規定により入札を執行する者をいう。以下同じ。）は、入札を行うに当たって、職員に入札事務の執行を補助させることができる。

### (3) 入札立会者

入札執行者は、入札に必要があるときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせることができる。

## 3 入札日程の変更及び入札の中止

(1) 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない理由がある場合を除くほか、入札の日程を変更し、又は入札を中止してはならない。

(2) 入札執行者は、入札の日程を変更し、又は入札を中止したときは、直ちにその旨を入札者へ通知しなければならない。

(3) 入札執行者は、入札の日程を変更し、又は入札を中止したときは、その事由を明らかにして記録に留めておかなければならない。

## 4 予定価格調書の保管

入札執行者は、予定価格調書を入札執行に必要な時期まで金庫等に確実な方法で保管しなければならない。

## 5 入札室

入札執行者は、入札者に入札書を提出させる場所（以下「入札室」という。）の選定に当たっては、入札者が入札書を記入するのに適当な場所と配置を考慮しなければならない。

## 6 入札執行者の退室禁止

入札執行者は、入札が完了するまでは入札室を離れてはならない。

## 7 禁止事項

(1) 入札執行者は、入札者が入札執行中に次の行為をすることを禁止しなければならない。

ア 入札執行者が特に必要と認めた場合を除き、入札室から退室し、又は再入室すること。

イ 入札室内で私語、放言等を行うこと。

(2) 入札室には、入札に必要な者以外を入室させてはならない。

## 8 入札の開始

入札執行者は、入札の執行にあたっては、入札を開始する旨を宣言する。

## 9 入札者等の確認

- (1) 入札執行者は、前項の宣言を行った後、入札者の商号又は名称を呼びあげて、出席の有無を確認するものとする。ただし、広島県物品等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用する入札者については、この限りではない。
- (2) 入札執行者は、入札をする者が代理人であるときは、代理人の資格を確認するため、入札書を提出させる前に当該代理権の存在を証する書面（以下「委任状」という。）を提出させなければならない。ただし、既に提出された委任状に有効期間の記載があるときであって、当該有効期間が入札書の提出の時期を含む場合は、この限りでない。

## 10 内容の確認

入札執行者は、入札書を提出させる前に当該入札に付そうとする事項の内容について疑義又は不明な点がないかどうか入札者に確認し、落札後において紛議を生じることがないようにしなければならない。ただし、電子入札システムを使用する入札者については、この限りではない。

## 11 入札書の提出

- (1) 入札書の提出は、入札箱に書面を投入させること、又は、電子入札システムの入札書の提出の機能を使用することによって行わせるものとする。
- (2) 入札執行者は、入札者が提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をさせてはならない。

## 12 入札の辞退

- (1) 一般競争入札において当該入札に参加する資格を認定された者及び指名競争入札において指名を受けた者（以下「入札候補者」という。）の入札の辞退は、入札執行の完了に至るまでの間のいつでも認めるものとする。
- (2) 入札候補者の入札執行前の入札辞退は、入札辞退届（別記様式）を入札執行者に直接持参させ、又は入札の前日までに到達するものに限り郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便。以下同じ。）により提出させるものとする。ただし、電子入札システムを使用する入札候補者については、電子入札システムの入札辞退届の機能を使用することによって行わせるものとする。
- (3) 入札者の入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出させるものとする。ただし、電子入札システムを使用する入札者については、電子入札システムの入札辞退届の機能を使用することによって行わせるものとする。
- (4) 入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしてはならない。

## 13 開札

- (1) 入札執行者は、入札者全員が入札書を投入したことを確認した後、入札者を立ち合わせて開札しなければならない。
- (2) 前号の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。

## 14 郵便等による入札

- (1) 入札執行者は、入札保証金の納付を免除した入札の場合に限り郵便等による入札を認めることができる。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に関する入札の場合は、郵便等による入札を認める。

- (3) 郵便等による入札書の送付は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。
- (4) 入札執行者は、郵便等による入札書があらかじめ定めた日時までに到達したときは、その受付日時を封筒に記入し、金庫等に確実な方法で保管しなければならない。
- (5) 入札執行者は、郵便等による入札書があらかじめ定めた日時より後に到達したときは、その受付日時を封筒に明記し、あらかじめ定めた日時より後に到達した旨を記載した文書を添えて入札者に返送するものとする。
- (6) 第9項第1号及び第10項の規定は、郵便等により入札書の提出をする者について、これを適用しない。

## 15 落札等

### (1) 落札を決定する場合の宣言

入札執行者は、開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が1人あったときは、直ちに落札決定する旨を宣言してその落札金額及び落札者の商号又は名称を公表し、当該入札が終了した旨を告げるものとする。また、電子入札案件については、電子入札システムを使用して通知するものとする。

### (2) 予定価格の範囲内に入札がない場合の宣言

入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなかったときは、「いずれも予定価格の範囲内ではありません。」と宣言し、引き続き再度入札に付す旨又は当該入札を終了する旨を告げるものとする。また、電子入札案件については、電子入札システムを使用して通知するものとする。

### (3) 総合評価による入札の場合の宣言

入札執行者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次項以下において「施行令」という。）第167条の10の2（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定することとした入札においては、各入札者の入札金額を読み上げることなく、「地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が県にとって最も有利な者を、後日落札決定する。落札の決定をしたときは、通知する。」と宣言し、当該期日を終了するものとする。

## 16 くじ引き

- (1) 入札執行者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者の商号又は名称を呼んでこれにくじを引かせ、落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。ただし、電子入札案件については、電子入札システムの電子くじによるくじ引きにより落札者を定めるものとする。
- (2) 前項第1号の規定は、くじ引きによって落札者が定まった場合に準用する。

## 17 再度入札

- (1) 入札執行者は、開札の結果、落札となる価格の入札がないときは、施行令第167条の8第3項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、直ちに再度入札に付するものとする。
- (2) 再度入札をするときは、再度入札の執行を宣言し、前回有効な入札の最低入札価格を告げるとともに、当該最低入札価格未満の額で入札するよう注意を喚起するものとする。
- (3) 再度入札の回数は、5回までとする。

## 18 随意契約

- (1) 入札執行者は、競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行うことができる。この場合において、最初入札に付したときに定めた予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く。）を変更することができない。
- (2) 指名競争入札で初回の入札者が1人である場合並びに一般競争入札及び指名競争入札で1回目

の再度入札の入札者が1人の場合は、前号による随意契約を行うことができない。

## 19 その他

入札執行の手続きを電子入札システムを利用して行う場合に関しては、この要領に定めるもののほか、広島県物品等電子入札システム利用者規約（平成24年1月5日制定）及び広島県物品等電子入札実施要領（平成24年6月12日制定）に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

(別記様式)

# 入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

(契約担当職員)

様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
(担 当 者 )  
(電 話 番 号 )  
(メールアドレス )

次の入札は、辞退いたします。

業 務 名 (又は調達物品の 名称、規格及び数 量)	
場 所 (納入場所)	
入札予定年月日	令和 年 月 日

注 この届は、入札執行の完了に至るまでに発注機関に直接持参するか、郵便等（入札執行の前日（その日が休日の場合はその直前の平日とする。）までに必着するものに限る。）又は電子メールにより提出してください。

なお、郵便等により提出する場合に地理的条件等により、入札執行の前日（その日が休日の場合はその直前の平日とする。）までにこの届が到達しないおそれがある場合は、併せて、発注機関に対して入札辞退を電話連絡すること。